

第740回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成17年12月20日(火)午後1時から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当),
東野参事兼総務課長, 菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長,
菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 佐々木参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 開 会 午後1時

6 第739回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第740回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

5 教育長報告(一般事務報告)

教育庁所管施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果について

(説明:教育長)

「教育庁所管施設における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果について」説明する。

資料は, 1ページから3ページになる。

まず, 1ページを御覧いただきたい。調査経緯, 調査対象施設数であるが, これは文科省の方から調査依頼があったものであり, 調査対象施設数としては175施設である。それで, 調査の日程, 4番目に書いてあるが, 去る12月2日に分析機関から分析結果の報告があり, アスベストを含む吹き付け材等が使用されている施設として, 県立学校12校, 調査結果, 5番目の表を御覧いただきたいが, アスベストの含有ということで, 有るの方に書いてあるが, 県立学校12校, その他の所管施設4施設が特定されたところである。

それで, アスベストを含む建材への対応については, 環境生活部が事務局となっている「アスベスト対策庁内連絡会議」というものがあり, その連絡会議において去る11月30日に基本方針と暫定の対策方針が決定されている。3ページを御覧いただきたいが, 3ページには先程申し上げた12校とそれからその他の所管施設, 合計16施設の一覧がある。それでこのアスベストが確認された16施設のうち, ランク というところで右から4番目の欄の中にランク・利用頻度というものがあるが, その中でランク と

いうものがある。このランク というものは、アスベスト飛散の可能性は小さいものの、一部の箇所で吹き付け材等に破損があり、部分的な劣化が見られるという施設であり、この7つの施設がある訳であるが、7施設については、12月5日に念のために該当する室の使用を禁止しており、準備が出来たものから順次飛散防止への暫定措置工事を行っている。それからその他の9施設、これはランクの ということになる訳であるが、この施設については、吹き付け材等の状態が安定していることから、飛散のおそれは極めて小さいものと判断しており、施設の使用を継続しているところである。それから、気中の石綿濃度調査というものをやっており、それは右から2つ目に書いてあるが、その調査の結果、現在のところアスベスト飛散が確認された施設はなかった。

なお、今後の対応方針であるが、恒久的措置として県有施設のアスベスト対策基本方針に基づき、施設の利用目的、それから利用頻度、損傷・劣化の程度等を総合的に勘案しながら、出来るだけ早期かつ計画的に適切な措置を講ずることにしたいと考えている。

(質 疑)

鈴木委員 今の説明の中で暫定措置という言葉があったが、これをやることによって飛散のおそれはなくなるという程度の措置なのか、その辺を詳しくお聞かせいただければと思う。

教育長 このアスベストの関係は、暫定措置とそれから永久措置と工事の種類が違っている。それで先程言ったようにランク であると飛散のおそれがあるということであるので取りあえずはやっておかなければならないということでの暫定という意味である。いずれ恒久的な措置というものが必要になると思うが、取りあえずというところでの暫定という意味で御理解願いたいと思う。

委員長 このアスベストであるが、青石綿とか白石とかあるが、全部ひっくるめて言っているのか。

施設整備課長 そのとおりである。

委員長 この中には必ずしも全部が有害だという訳ではないというものもある。

6 専決処分報告

第307回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

第307回宮城県議会議案に対する意見についてということで、専決処分したので御報告申し上げます。資料は、1ページから7ページになる。

この専決処分であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成17年11月25日付けで知事から意見を求められたものである。平成17年11月28日付けで専決処分し、同日、異議のない旨の意見を申し出たということである。

内容を御説明申し上げたいと思うが、3ページ、4ページを御覧いただきたい。これは予算議案ということになるが、この概要であるが、予算議案の内容は、3ページに書いてあるようにいずれも債務負担行為というものであり、県立学校における校舎耐震補強工事など必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。それから、5ページ、6ページ、7ページを御覧いただきたいが、これらはいずれも予算外議案というものであり、まず第1番目の議第258号議案、これについては、期末手当の支給割合、それから手当の名称について改正を行うものである。議第262号議案については、平成18年1月1日に美里町が設置されることに伴い、県立学校条例について所要の改正を行うものである。316号、317号、318号、319号及び320号の各号議案については、公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を受けようというものである。最後の323号議案であるが、これは総合教育センター(仮

称)建設用地を取得することについて、議会の議決を受けようというものである。

(質 疑)

委 員 長 最後の総合教育センターというのは仮称になっているが、これはいつ予定であったか。

教 育 長 これはいわゆるアクセス鉄道の1つの駅前の方に土地を取得しようというものであり、現在青葉山にある研修センターと特殊教育センター、それを合築した形で研修センターを設けるというものである。さらに加えて一高の通信制があるが、それも含めてセンターとして作ろうというものの言わば底地、土地である。それで今のところは計画的に行けば22年の供用開始ということで考えている。

委 員 長 (委員全員に諮って)了承。

8 議 事

第1号議案 職員の人事について

委 員 長 委員全員に諮った上で、第1号議案については、人事に関することのため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第2号議案 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正について

(説明:教育長)

「教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正」というものである。

資料は、3ページから15ページまでになる。

5ページを御覧いただきながら御説明申し上げたいと思うが、この公益法人というものであるが、県内で活動する教育関連目的の公益法人については、これは県教育委員会の設立許可を要する。それで設立降は色んな報告・届出を求めてその監督を行うということにしており、現在県教育委員会が監督する公益法人の数は、財団法人が59、それから社団法人が14の合計73である。

こういった公益法人がある訳であるが、この公益法人の色々な申請手続きの簡素化を今回進めようということで考えており、公益法人の申請等に係る提出書類について見直しを検討してきた結果、5ページに書いてあるような改正を行おうというものである。それで1点目であるが、これは役員に就任を予定されている者の印鑑証明書を不要とするものである。これはなぜかというと、法人登記の際に法務局が印鑑証明書を徴するということがあるということで、今回不要とするものである。それから2点目であるが、役員の就任者が公務員等である場合、就任に係る任命権者の許可書又は承認書というものを今まで取っていた訳であるが、これについても不要とするものである。この理由であるが、本来、公務員等である役員就任予定者本人が行うべき手続であると考えたためである。3点目であるが、これは役員就任の登記完了届出の際、就任承諾書と履歴書の提出を求めている訳であるが、これは新たな役員に限るということにするものである。この理由としては、法務局での登記済であることから、再任の場合は、改めて承諾書等を徴する必要がないものと判断したものである。それから4点目であるが、同様に監事就任の届出についても、就任承諾書と履歴書の提出を要するのは、新たな監事に限るということにするものである。これは、監事が法人の代表権や業務執行権を有しないことから、再任の場合は、改めて承諾書等を徴する必要がないものと判断したものである。そういった内容で今回改正しようというものであるが、その4点については同様に、「文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」というものが国レベルでは持っている訳であるが、その規則においても同様な手続の簡素化が図られているというものである。

この改正後の教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則については、公布の日から施行することにしたいと考えている。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第3号議案 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正」である。

資料は、16ページから29ページまでになる。

18ページをお開きいただき、この資料に基づき御説明申し上げます。

この公益信託というものであるが、これは御案内のように信託法に基づき、公益活動のために自らの財産を提供する委託者が、財産を信託銀行等の受託者に信託するものである。受託者は、その財産を管理し、運用して得られた果実により、委託者が指定した公益目的に従い助成金を支出するものである。公益信託にあつては、適正な運営を確保するために、信託管理人及び運営委員会を設置することになっている。それで公益信託の引受けに当たっては、教育委員会がどう関わりがあるかということであるが、主務官庁である県教育委員会の許可が必要とされている。現在県教育委員会が監督する公益信託の数、これは8つある。どういうものがあるかということ、1つには、高校生あるいは大学生に対する奨学金、それから医学あるいは科学研究への助成金支給と、そういったものを目的とするもので合計で8つあるということである。

今回の規則改正であるが、これは先程の第2号議案と関連するが、やはり色々な手続き面で簡素化しようということがあり、公益信託の引受け許可申請等に係る添付書類について見直し検討した結果、そういった御覧のような内容でもって改正したいというものである。改正点であるが、これは公益信託の引受け許可申請に係る受託者、それから信託管理人、それから運営委員会委員となるべき者の印鑑証明書について、添付を不要とするものである。その理由であるが、受託者については、信託契約締結時に委託者に対して印鑑証明書を提出するということがある。それからまた、信託管理人及び運営委員会の委員については、受託者と異なり、信託財産に対する管理・運用の権限を有さないため、就任承諾書への押印で十分就任意思を確認出来るというものである。また、新たな受託者又は信託管理人を選任するときについても、印鑑証明書の添付を不要とするものである。以上が内容であるが、こういった改正内容については、先程の規則と同様に、「文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」においても同様な手続の簡素化が図られているものである。

改正後の規則については、公布の日から施行することにしたいと考えている。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第4号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正」である。

資料は、30ページ、31ページ、32ページになる。

今回の改正理由であるが、平成18年1月1日に美里町が設置されることに伴い、関連規則を合併前の町の名称から合併後の美里町の名称に変更するものである。

32ページの新旧対照表があるが、26条、設置というところがあるが、宮城県南郷高等学校、小牛田

農林高等学校，宮城県立養護学校小牛田高等学園の位置を，現在は下の方に書いてあるが，「南郷町」又は「小牛田町」から，いずれも「美里町」に改めるものである。併せて，学校の順序を県立学校条例と同様に改正するものである。それから２７条第２項，これは分校の関係であるが，宮城県立ろう学校小牛田校の位置を「小牛田町」から「美里町」に改めるものである。

なお，改正後の規則については，来年１月１日から施行するものである。

（質疑なし）

委員長（委員全員に諮って）可決。

第５号議案 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

（説明：教育長）

「県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について」である。

資料は，３３から３５ページになる。

３５ページを御覧いただきたいが，この規則の改正は第４号議案と同様に美里町が１月１日に設置されることによるものである。新旧対照表で御覧いただければと思うが，第４条の表中，石巻学区の表記を改めるだけであり，通学区域の範囲は従来と変わらない。

改正後の規則については，来年の１月１日から施行するものである。

（質疑なし）

委員長（委員全員に諮って）可決。

第６号議案 平成１９年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

（説明：教育長）

「平成１９年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について」である。

資料は，３６ページから３８ページになる。

３７ページを御覧いただきたいと思うが，平成１９年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び日程については，去る７月１２日開催の第１回高等学校入学者選抜審議会に諮問しており，１１月１３日開催の第２回審議会において答申をいただいたものである。

平成１９年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針であるが，前文では，いわゆる基本理念というものを示しており，続いてそれを具体化したものとして１番目に「基本原則」を掲げており，２番目には「推薦入試」ということを掲げて，それ以降，それぞれの選抜に係る方針を述べているというものである。内容としては，現在の平成１８年度の選抜方針を踏襲しているものである。

３８ページを御覧いただきたいと思うが，平成１９年度の選抜日程についてである。推薦入試の面接等実施日，それから連携型入試の実施日については，その前後の予備調査，出願期間，合格発表日までの期間等を総合的に勘案し，１月３１日とした。また，推薦入試及び連携型入試の合格発表であるが，これまで同様１週間後の２月７日とした。それから，一般入試の学力検査日及び合格発表日については，第二次募集の出願期間及び学力検査等の実施日を確保し，さらに，各高等学校の年度末業務の円滑な実施と，それから中学校の授業や卒業式への影響を出来るだけ少なくするという基本的な考え方に基づき，学力検査を３月７日，合格発表日を３月１３日としたところである。

（質疑）

櫻井委員 １８年度の答申と先程踏襲と言ったが，その日時以外は何も変わっていないのか。

高校教育課長 そのとおりである。日時以外は変わっていない。

委員長（委員全員に諮って）可決。

第7号議案 指定管理者の指定について

(説明：教育長)

「指定管理者の指定について」である。

これは、教育委員会が所管する公の施設のうち、「宮城野原公園総合運動場及び第二総合運動場」、「仙南総合プール」、「長沼ボート場」、「宮城県総合運動公園(グランディ21)」の県営スポーツ施設の5施設とそれから「婦人会館」の計6施設について、指定管理者の指定を行うものである。

40ページを御覧いただきたいと思う。指定管理者の指定の関係は面倒くさいものがあり、御理解を深めるために40ページを御覧いただきたいと思うが、10月の定例教育委員会において、先程申し上げた6つの施設の応募状況、それから候補者の選定方法、その結果については、既に報告申し上げているところであるが、教育委員会が指定管理者の指定を行う場合には、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととなっている。それで、教育委員会、知事、議会というものがあるが、右側の方の議会の欄、指定議案の議決ということで12月15日に議決されている訳であるが、その手続きを踏んで今回、教育委員会として自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定を行うものである。

今回指定されれば、この事務手続きにかかるものであるが、教育委員会の欄の下の方を御覧いただきたいが、指定に係る告示を行い、指定管理者と施設の管理方法、あるいは委託料、個人情報の保護などについて協議し、3月に協定書というものを締結することとなっている。39ページを御覧いただきたいと思うが、それぞれの施設に何処に指定管理者として指定するかというものが、丁度真ん中の方に書いてあるが、特に4番目の総合運動公園(グランディ21)の関係は、スポーツ振興財団、それから同和興業、セントラススポーツグループに任せるということで考えているというものである。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

9 課長報告等

(1) 教員採用試験の変更事項について

(説明：教職員課長)

課長報告の中の1ページの資料を御覧いただきたい。

「教員採用試験の変更事項について」ということであり、昨今、学力向上などの県の対応が求められている。それに関して教員の資質が重要だということは言うまでもないところである。従って、教員採用の段階に関しても「授業力を中心とした実践的指導力を重視する」それから「教員にとって必要な人間性を一層重視する」という観点から見直しを行うというものである。併せて、受験申請を電子化して受験者の便宜を図るとともに、先程申し上げたような観点を踏まえて面接等の整理・合理化を図るというものである。

これらの見直しについて、19年度に採用する人の選考、従って選考自体は18年度、来年度行う訳であるが、その来年度行う選考から実施をしたいと考えている。下に概要を書いているが、全体像を掴みいただいた方が分かりやすいと思うので、2ページと3ページを御覧いただきたいと思う。まず、3ページの方であるが、従来から様々な場面で求める資質、能力というのは御説明してきたが、今回の改善に伴い改めてまとめたものとなっている。従って詳細な説明は省くが、上の段が学校の教育力を構成する各教員の資質能力ということで、「授業力」と「生徒指導力」は2大柱であるが、共通に必要なものとして「子どもを理解する力」、それからその下に「学校を支える力」というのを入れて、1つ目の にあるように、校長や教頭、あるいは他の教職員と協力しながら学びの場としての学校を組織的に支えられる、そういう力も

教員には求められるのだということを明確にしたものである。これらの学校の教育力を支える教員の資質能力というのをさらに支える、その基盤となる意欲や人間性として「教育への情熱」であるとか、あるいは「たくましく豊かな人間性」と、それらが「自己研鑽力」を通じて学校の教育力を高めていってほしいということでまとめたものである。2ページ目を御覧いただくと表になっており、表の左側が現行のやり方である。それから表の右側が新しい来年度から行うもののやり方であり、来年度に関しては先程申し上げた資質能力の関係というのも簡単な表になっている。

ざっと変更点を上から申し上げると、1次試験、現在、教職教養と専門教養と実技と集団面接という4種類の試験を行っているが、その中の教職教養については、従来、記述式と簡単な単語であるとか文章で答えるものがあったが、それを論述問題、イメージとしては200字程度の若干長めの回答をするものにしたと考えている。それから、教職教養と専門教養に関しては中身も実践的指導力を問う内容にしていきたいと考えている。また、実技に関しては、小学校で従来水泳を1次試験に課していたが、1次試験から球技を課するというにしたいと思っている。それから1次試験の集団面接は後程申し上げる2次試験に模擬授業などを取り入れることに伴い、1次試験では面接は行わないという形にしたいと考えている。続いて2次試験であるが、実技のところは先程球技を1次でやると申し上げたので2次の球技はなくなる。それから模擬授業、これが一番大きな改正部分であるが、模擬授業を実施することとし、模擬授業の直前に課題内容を指定をすると、イメージとしては教科書の数ページを指定するというイメージであるが、それで60分間時間を取り、1時間分の指導案を作っていただくことにしている。その上で15分程度その指導案にそって模擬授業を実施し、残りの15分面接官との質疑応答という形にする。であるので、質疑応答の中では、場面設定、「生徒がこんな対応をしたらどう対応するんですか」といったような場面設定の質疑を含めたいと考えている。3つ目の であるが、教科であるが小学校については初年度は国語か算数のうち1教科を当日、「あなたはどちらをしてください」ということで指定をしようと考えている。そのほかはそれぞれの各専門分野の模擬授業ということで考えている。続いて、面接1は、現在も民間人を含めた形で行っており、この点の変更がない。それから面接2は、従来、設定場面に対する指導力を問うものであったが、模擬授業の方でそういう場面を作るのでなくすということである。それから面接3は、面接官と1対1の面接と、これも変更ない。作文を2次試験に従来800字程度課していたが、模擬授業の時に指導案を書かせるということと、1次試験の教職教養である程度長めのものを書かせるということで、作文は2次試験では実施しないことにしている。それから最後に適性検査であるが、これは従来、適性検査で問題があるという者に関しては面接の方でほぼ対応が可能ということになっているので、来年度からは実施をしないということで考えている。

概略以上であるが、1ページ目に戻っていただくと、改正の趣旨も含めていくつか書いてある。2の(1)を御覧いただくと、先程申し上げた模擬授業の導入、それから指導案の作成ということ、それから3つ目の では教職教養や専門教養なものに関しても実践的指導力が問えるような内容を盛り込んでいきたいと考えている。また、授業力などの実践的指導力の重視という観点から今年から採用を始めている栄養教諭に関しては、受験資格として一定の現職経験を求めようということにしている。従って今のところ私共の方では現職者で3年程度の経験がある者としたいと考えている。続いて(2)総合的な人間性等の一層の重視という観点であるが、1つ目の は、模擬授業とその後の質疑を行って人間性なども含めて見極めたいということである。2つ目の は、先程申し上げた小学校の1次に球技を追加するということであるが、これにより子供と一緒に活動出来る身体能力などを持っているかという点を見極めたいと考えている。それから3つ目の は、先程申し上げた教職教養に論述問題、若干長めのものを盛り込もうということである。それから4つ目の であるが、現に教育職、いわゆる講師であるが講師に就いている者については教育職としての経験が直前3年間で12月以上ある者に関しては教職教養を小論文に替えるという

風にしたいと考えている。今でも社会人の経験，学校ではなくて普通の民間の社会人に対しては同様の措置をしているので，それを講師にも当てはめたいと考えている。ここで講師等となっているが，等というのは他県の現職者，他県の教諭などを考えており，教育職とはなっているが12月以上の経験といったところでの実習助手などは含めないことで考えている。こうした細部については後程記者発表，あるいはホームページなどにも分かりやすく載せておきたいと考えている。もう一点，今の項目に関して小論文に替えることとするとなっているが，本人が通常の試験と同じ試験を受けたいという場合にまで必ずこれにしろという趣旨ではないので補足をさせていただきたいと思う。それから(2)の最後の であるが，現に学校現場に勤務している者については，勤務実績報告書というのを求めたいと考えている。従って先程申し上げた小論文に替えるような人であるとかは小論文に替えるだけではなく勤務実績報告書を出さなければいけなくなるということで，他県の教諭であるとか，栄養教諭のように現に学校現場に勤務している人に関しては勤務実績報告書を求めるということにしている。これについても先程申し上げた講師，その中にも非常勤，通年の非常勤などは対象にしようと思っているが，詳細についてはホームページなどでの掲載ではマトリックスのような形で分かりやすくしておきたいと思っている。続いて(3)試験の申込等の整理合理化ということで，1つ目の が，受験申し込みを電子化したいと考えている。これに関しては，2つ目のポツにあるように原則として電子申請によるということにしたいと考えており，どうしてもパソコンが使う環境がないといった場合には，例えば県庁のパソコンを使わせるなどの配慮はしていきたいと考えている。後の3つは先程申し上げたように全体の見直しに伴い面接や適性検査，作文などを廃止するというものである。

(質 疑)

櫻井委員 模擬授業について教えていただきたいが，現場で見ていると授業というのは一人で一方的にするものではなくて，やはり子供達が目の前にいて，その反応を見ながらするのが授業だという意識を私は持っている。それを上手く出来ない方が現場で非常に増えているから問題であって，この模擬授業というのは生徒役というシチュエーションをどのように設定されているかということと，如何に現場の教室というのを再現するためにどういう工夫をされているのか教えてほしい。

教職員課長 まず生徒役については，試験官を複数配置して生徒役も果たしながら様子を見るという形にしたいと思っている。先程御指摘のあったような如何に現場の生徒とのやりとりを再現するかということについては，1つは先程申し上げた授業を30分やらせてしまうのではなくて残りの15分間は実際の受験者とのやりとりをするという中で，「先程の授業の中でこういうことをやったけど，これの定着はどう見るのか」といったような質問も出来る時間も設けたいと考えている。実際の授業の中でどんな質問をするかなどに関してはこれからさらに詰めていきたいと考えている。

櫻井委員 現場の教室に足繁く試験官が行くことはなかなか無理だと思うので，試験官の方に来うる限り多くの現場の教師からの情報を集めて，今非常に学級崩壊であるとか問題の多い教室が多いような気がするので，授業を出来るだけ実感出来るような環境での模擬授業にさせていただいて，そこでなるべく優秀な人材を選び分ける参考にさせていただければ宮城の教育もさらにアップすると信じたいがよろしく願います。

鈴木委員 私もこの模擬授業というのは大変いい試みだということで，いい方向で教員採用試験するなということで賛成したいが，今，櫻井先生がおっしゃっているようにこの模擬授業で授業力と子ども理解と，それから生徒指導力までも見るということなので，やはり私も最初は授業の参加者を誰にするのかなあということを疑問に思っていたが，試

試験官であればある程度カバー出来るのかなとは思いますが、本当の現実の授業の中で生徒指導力とか子供理解力というのは、よっぽどベテランの先生というか、現場を熟知した方でないとそこは見抜けないかなあという感じがする。そのことでよほど吟味していかななくてはならないだろうということを感じるので、重ねての質問のような感じがするがその辺お聞かせいただきたいということと、もう1点は電子化であるが、若い方であるからおそらくこれで十分だろうと思うが、なおやはりパソコンに通じていない方とかを考えて、ペーパーでの申し込みの両方を差し当たって1～2年位は必要ではないかなあと思うが、両用で措置していくということか、如何か。

教職員課長

まず1点目の試験官に関してであるが、具体の選考はこれからであるが例えば校長あるいは教頭あるいは指導力のある指導主事や管理主事クラスの者を、現場経験のある者を充てて対応させていただきたいと考えている。先程も申し上げたように実際にどんな質問を、30分の中のどのタイミングでするかということに関しては、これはこういう風書いているが、例えば最初の15分の中で遮るよというのは変であるが、「今のところはどうか」と聞くのも私としては構わないだろうと思っているが、そうした細部については御意見を踏まえ、今後さらに検討していきたいと考えている。それからもう1点の電子化に関してであるが、この1ページ目の下のポツの中にも書いてあるが、出来ればホームページ上でのアクセスであるのでこれから教員になる方に関してはその位のことは出来てほしいという思いがあるのは事実である。原則として書いたのは、多少安易に今まで通りペーパーでということではなくて、そういったものをそれほど難しいことではないはずなので、出来れば資質の1つとして見られているという位の気持ちで是非こちらで対応させていただきたいと思っている。ただ、御指摘のあったようにパソコンをそもそも持っていないというところまで買えとまでは申し上げられないのでその点についてはパソコンの使用が可能な場所について、今仙台市の施設であるとかと調整をしており、そちらの方は了解を得られていないが、最低でも県庁とかにパソコンを置いて使わせてあげるといったような対応をして、そこで操作が分からなければ担当の者がこうやるんだということは教えるなりということが必要だと思っているが、基本的には皆さんにこれ位のリテラシイというのは備えていただきたいなあと考えている。

牛尾委員

1つ伺いたいですが、みやぎの教員に求められる資質・能力ということで、学校を支える力で、授業力、子ども理解、生徒指導力、これはいいが、昨今の諸々の不祥事を見ると本当にこれでいいのか、例えばいわゆる社会的なマナーであるとか、モラルの問題とかあるが、それがどこでチェック出来るのかというのが見えない。ここでは授業力、確かに学校を支える力の方に重点が置かれているが、社会性とかそういう部分はどこで、面接はあるが、面接の時間が前よりも17年度実施よりも短くなっている訳である。30分で本当に判断出来るのか。しかも面接というある意味ではかなり非常に主観の混じりやすい、客観性の薄いもので出来るのかどうかということをお伺いしたい。

教職員課長

まず資質能力全体の中で、3ページを御覧いただくと一番右下の方で「たくましく豊かな人間性」といったところに、3つ目の に社会人や公務員としての「規範意識」であるとか「責任感」なども持ってほしいということ自体はこれの中には書き込んである。ある意味それは個人の部分であるということと下の欄の方に入れてある。それを如何に見極めるかという御指摘であるが、それは確かに今の仕組み、あるいは新しい仕組みの中では面接を通じて見極めさせていただきということしかなかろうと思っております。

面接に関しては集団面接と面接2はなくなるが、模擬授業の残りの半分は面接みたいなものであるので、その中で見極めさせていただくと、さらに複数でやっている面接に関しては面接官1人当たりの時間を増やすなどの対応も含めて、そういった点の見極めというのが、今までもやっていた訳であるので、今後ともやっつけていかなければいけない訳であるので、模擬授業の導入に伴ってその点がおろそかにならないようには面接官の方にも十分に伝えていきたいと考えている。

山田委員 牛尾委員と同じような意見になってしまうかもしれないが、私も企業という立場で人を採用する場合、面接だけではなかなかその人の人間性というのが見抜けなくて苦労する 경우가非常に多いが、その人のこれまでやってきた経験とか経歴とかそういったものをどれだけ見抜けるかというのが大事だと思うので、その辺を同じ質問になるかもしれないがどのようにするのかと、もう1つは模擬授業の中で非常にいいことだとは思いますが模範的な授業になりがちなところが出てこないのか、個性があまり発揮されないような部分が出てこないのか、その辺が危惧されると思うが、その辺はある程度許容範囲を広げて見ていただけるのか、その辺をお聞きしたいと思う。

教職員課長 まず最初の点であるが、先程申し上げたように面接を通じて見極めるというのが基本になるとは思っているし、その点は徹底をしていきたいと思っている。ただ補足的に申し上げると、現場経験のある者に関しては勤務実績の報告書というのを求めるということにしており、これは授業力なども勿論チェックをしたいと思っているが、教員として相応しいかどうかという点についても、そうした勤務実績報告書などを通じてさらに分かるように、こちらとして見極められるようにしていきたいと考えている。もう1点、模擬授業に関してであるが、模範授業的になるというのが、確かに時間も限られており、試験という場面であるので、そういったことは考え得るが、逆に短い時間であるので最低限必要な授業の部分、やりとりの部分は多面的に見る必要があると思っているが、授業の部分に関しては最低限いわば模範的なことが出来るかどうかということがある意味では重要かと考えている。一方で、今回のやり方というのは教科は自分の教科であるが、直前に何処をやるかというのを指定されるという意味で、予めある部分をすごく個人的にというか、そこだけ勉強して来ればいいという風にしなかったというのが1つのポイントだと思っており、その意味では工夫をその部分だけこらすというのがやりにくくなる反面、仮に何処を言われてもある意味個性を出せるような授業をする人というのは高く評価して私共としても採用していきたいと考えている。

委員長 個性を出す授業とかそういうのはいいが、やはり私も倫理的な資質というか、それが今の時期は大事だと思う。それで最後の例えば適性検査であるが、これは何で止めたのかなおと思った。面接で替えることが出来るという風にして止めたんだと思うが、何かこの辺がひっかかる。

教職員課長 東京都をはじめとする数県だったと思うが、適性検査をやらない方向でということをやっていない状況にある。私共の方としては先程申し上げたように模擬授業にかなり時間を取るといふ点と後は実際に適性検査であまり芳しくない者については面接の点数も軒並み良くないという実態をもって今回適性検査については行わないということにした訳であるが、今後とも他県の状況などは注視していき、仮に先行している県などでのやる方向での更なる見直しなどの動きには私共の方としても対応していきたいと考えている。

委員長 適性検査って言うからそういう風に呼称を付けるからこれは非常に問題があるということが言われてきてそれで止めるところが多い。例えば、病院なんかでも採用する場合に沢山応募者が来た場合に適性検査をやっているところもある訳である。でも出来るだけ止めましょうという方向には行っている。でも何か別な意味で別な言い方で適性、さっき言ったようなことで調べると、例えば模擬授業の中で試験官が聞くのは、最低この点については聞くというような、そういうインストラクションのようなものはあるのか。

教職員課長 まだ具体的にどの項目というのまでは決めていないが、ある程度はそういったものも必要だとは考えている。

(2) 飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準の改正について

(3) 懲戒処分等の公表基準の改正について

(説明：教職員課長)

課長報告の(2)と(3)を説明する。

まず4ページ目の「飲酒運転を行った教職員に対する懲戒処分原案の基準」の改正というものである。

飲酒運転を行った者に対する懲戒処分については、平成12年4月に基準を作って施行している訳であるが、その後刑法などで危険運転致死傷罪が新設をされたり、道路交通法での飲酒運転の厳罰化などが起こっている状況にある。また、県内では今年、私立高校の生徒が飲酒のため暴走した車により、命を奪われるといったような事件も起きており、私共としては、教職員による飲酒運転の撲滅を期して基準を見直すというものである。

具体的な内容は2のところにあるが、1つ目がアのところにあるが、飲酒運転を行った場合、従来は、停職3月以上又は懲戒免職となっていたが、停職5月以上の処分ということにするものである。また、イのところにあるが、飲酒運転で人身事故を起こした場合であるが、従来、免職又は懲戒停職4月以上となっていたものを、停職の部分について6月以上と改めるものである。また、新設するものとして、自動車等を運転することを知りながら教職員に対して飲酒をすすめた場合、あるいは飲酒運転していることを知りながら同乗した場合に関しては、減給5月以上の処分をすることとしており、これらを18年1月から施行したいと考えている。

続いて、6ページの方で今度は「公表基準」の方である。

公表基準についても、12年4月から公表基準を作り、個人情報の保護と行政情報の公開との調和を図ってきた訳である。しかしながら、懲戒免職などの重大な非違行為に関しては、事件又は事故の状況を教職員の氏名等も含めて公にすることが県民の負託に応える意味からはより適当という風に考え、「懲戒処分の公表基準」を改正するものである。

改正の内容はその下であるが、従来は公表8項目と言ってそこにあるような項目を公表していた訳であるが、以下の場合、 から の場合にはそれらに合わせて氏名等も公表するということを明記したものである。以下の場合というのは、1つは、免職の懲戒処分を行った場合、それから、飲酒運転を行った場合、そして3つ目が、警察等で氏名が公にされている場合、 その他ということになっている。従来括弧の中にあるように「社会的な影響が極めて大きいと判断される場合」となっていた訳であるが、免職の懲戒処分に関してはこれに当たるということで明確化を図ったものである。その他現在行っていない諭旨免職処分などに関しては、基準から削除するなどの必要な改正を行っている。これについても平成18年1月1日から施行をさせたと考えている。

(質疑なし)

(4)平成18年度県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明：高校教育課長)

「平成18年度県立中学校入学者選抜の出願者数について」説明申し上げます。

資料は、8ページ目となる。

今年4月に県内初の併設型中高一貫教育校として開校した宮城県古川黎明中学校の平成18年度入学者選抜の出願については、12月13日から受付を開始し、12月16日正午に締め切った。この度、その出願者数がまとまったので報告申し上げます。募集定員は男女合わせて80名のところ出願者数は309名であった。出願倍率は3.86倍である。昨年度が448名で、出願倍率が5.6倍であったので、昨年度より倍率は下がったということになる。この結果を踏まえ、昨年度は試験会場を2会場で実施したが、今年度は、古川黎明中学校・高等学校1校のみで実施することにした。

なお、平成18年度の入学者選抜に係る適正検査は、資料にあるとおり来年1月14日(土)に実施し、20日(金)に郵送により合格者発表する予定になっている。

以上御報告申し上げます。

(質疑)

牛尾委員 男子の出願率が半減してしまっている。これはどういう風に考えているか。まだ分析してみないと分からないと思うが、例えば倍率が高いから男子の方がチャレンジしなくなったとか、難易度が高いからとか。

高校教育課長 昨年度が5.6倍、今回が3.86倍ということで、果たして昨年度が適正だったのか、今年度の倍率が適正なのか、この辺はまだ2年目であるのでちょっと計りかねるかなあと思っている。来年度を見てそろそろ大体落ち着いてくるところに行くのかなあと思う。

(5)平成17年度学校保健統計調査速報(概要)について

(説明：スポーツ健康課長)

平成17年度の学校保健統計調査速報の概要について報告する。

資料は、9ページから18ページになる。

調査の項目であるが、身長、体重及び座高の発育状態及び健康状態である。健康状態の県別のデータであるが、標本規模が小さいことから参考値として記載されているので御注意願いたいと思う。11ページをお開き願いたい。身長については、概ね全国平均を上回っている。特に、小学校の2年生は女子が全国1位、男子が2位となっているところである。次に、体重であるが、男女ともすべての学年で9位以内となっており、特に幼稚園の男女、小学校2年生男女は全国1位となっているところである。

続いて16ページをお開き願いたい。裸眼視力1.0未満の者であるが、高等学校段階を除く各段階で全国値よりも高い数値となっている。また17ページである。こちらはむし歯の者の割合で、全ての段階で全国値よりも高い数値となっている。18ページを御覧いただきたい。この資料には直接示されていないが、平成7年度、10年前の調査結果と比較すると、ぜんそくについてそれぞれの学校種で約2倍と、本県でも全国的にもぜんそくの子どもは増えてきている状況になっている。

以上のとおりであるが、今後、この調査結果を宮城県学校保健会へ提供し、他の資料とあわせて分析をお願いするなど、今後の学校保健の推進方策を研究する資料として利用していきたいと考えている。

(質疑)

櫻井委員 十数年にわたって学校医として活動しているのでこのような統計調査というのは非常に参考になる値だと思うが、学校保健委員会の場で、県立学校も私立学校もこのような

統計についてのディスカッションは十分にされていると思うが、本来学校の保健というものは、生徒達が健康で、充実した学校生活を送れるものというのが目的だと思っている。私はいつも考えているが、救命救急に関しての県のアプローチというのが最近どうなっているのかなあと、こういう統計はきちんと出て来るけれども、例えばAEDの設置だとか、そういうのは仙台市に比べるとまだ十分な配置がされていないということがあるので、今後の課題として、県のスポーツ健康課としては、こういう統計の他に学校の救命救急に関しての取り組みというのはどのように行うつもりかお聞かせ願いたいと思う。

スポーツ健康課長 救命救急、特にAEDについての質問かと思うが、他県の導入状況もかなりまだ低いとか、あるいは財政状況が厳しい等の理由からなかなか全校同時一斉に配置という状況までは踏み込めない状況であるが、各地の話題を見るとかなり効果的であると、AEDの導入が大変効果的で救命救急に役立っているということもあるので、今後鋭意導入に向けての検討を進めていきたいと考えている。

櫻井委員 保健統計を調査してそれをディスカッションするレベルから、やはり救命救急をもっと高いところで学校医も含めて学校側としてもディスカッションを早急にしなければいけない時に来ていると思うので、今後より一層力を入れていただきたいと思う。

牛尾委員 仙台市の場合は医療施設が集中している。けれどもやはり宮城県の仙台市以外というのは医療施設がまだ十分に設置されていない箇所もある。仙台市と仙台市外は子供達の医療環境において格差があってはいけないと思う。そのところをやはりきちんと、格差を作らないのは県の教育委員会としての仕事だと思う。やはり重点的にそういう医療施設の不備なところこそきちんと配備していただくようお願いしたいと思う。

スポーツ健康課長 御要望として真摯に受け止めて参りたいと思う。

なお、各地の仙台市外の公所、あるいはスポーツ施設については既にAEDの導入が果たされたということである。

(6) 美術館特別展「彫刻家が描く 佐藤忠良の絵本原画展」について

(説明：生涯学習課長)

それでは、美術館の特別展について、報告する。

配付のパンフレットを御覧いただきたい。

今年度、最後になる訳であるが、今回は、「彫刻家が描く 佐藤忠良の絵本原画」を紹介する。期間は、来年1月21日から3月26日までの56日間である。御存じのとおり、佐藤忠良氏は、現代の日本を代表する彫刻家ということで広く知られている訳であるが、実は若いころは画家志望で、これまで絵本の絵とか挿絵とか、そういうものを多く描いており、高く評価されている方でもある。美術館では、この絵本原画についても、23作品665点を所蔵しているが、このことは、意外と知られていないのではないかと思う。この絵本の中で、最も広く知られているものに、お手元のパンフレットの表の上の方であるが、「おおきなかぶ」というのがある。この絵本については、ほとんどの方が記憶の片隅に残っているかと思うが、1962年に刊行され、現在にいたるまで超ロングセラーとなっている。また、パンフレット裏側にあるが、1950年代後半から多くの絵本を手がけており、最近のものとしては、下から2段目に、写実的で、現実感を漂わせた「木」という作品がある。高齢にもかかわらず、従来の絵本には見られないような、新しい試みにも挑戦されている。また、1962年頃から従来のいわゆる童画的な絵本とは異なり写実性に優れた簡潔で説得力のある新しいタイプの表現学、そうしたジャンルを作り出したということも評価されており、それらの作品は絵画としての美術作品としても高く評価されているところがある。県の美術館では、1997年以来、人気の高い作家について絵本原画を収集しており、

現在のところ、作品366タイトル、約8,100点に達している。国内最大級のコレクションを有する美術館ということで、国内外でも希有な存在として高い評価を受け、現在でも、多くの作品が寄贈・寄託されている。今回の展覧会では、忠良氏の「絵本の世界に触れていただく」ということで、14作品208点を展示している。大人も子どもも共に楽しめる企画となっているので、是非、皆様に御覧いただければと思っている。

(質疑なし)

10 次期教育委員会の日程について

平成18年1月23日(月)午後1時から

11 閉会 午後2時26分

平成17年12月20日

署名委員

署名委員